

「遺産分割協議書がある場合」にご用意いただく書類です。

<必要書類>

書 類 名	備 考	確認欄
《はじめにご提出頂きたい書類》		
・遺産分割協議書		
・亡くなられた方の戸籍謄本	出生から死亡までの分が必要です 法定相続情報証明書で代用可	
・相続人全員の戸籍謄本	亡くなられた方の現在の戸籍謄本に記載がない場合に必要です 法定相続情報証明書で代用可	
・相続人の印鑑証明書	発行日より6か月以内のものをご用意下さい	

《上記書類を当金庫にて確認後、改めてご提出頂きたい書類等》		
・相続手続依頼書	当金庫所定書式（様式8） 遺産分割協議書で指定された特定相続人が記入する	
・非課税（特別）貯蓄者死亡届出書	マル優（マル特）ご利用された方 届出書は各支店にございます	
・通帳、証書	亡くなられた方の普通預金、定期預金等	
・出資証券	当金庫出資金をお持ちの方	
・貸金庫鍵、カード	貸金庫契約があった方	
・未使用小切手、手形用紙	当座預金契約があった方	
・キャッシュカード	普通預金、貯蓄預金等	
・来店して手続きされる方の実印		
・                    〃                    の本人確認書類	運転免許証又はマイナンバーカード等の写し	

- ▶ 書類関係は**原本**をご提出下さい。当金庫にて原本確認後、書類返却は可能です。
- ▶ 遺産分割協議書の作成がされていれば、通常、戸籍謄本や印鑑証明書等は網羅されています。
- ▶ 相続の内容により別途、書類をお願いする場合がございますので、ご承知おき下さい。

<当金庫所定書式へのご記入について>

当金庫所定書式へご記入される方	確認欄
遺産分割協議書により、当金庫預金の相続人が特定されていれば、金庫書式への署名は、その特定相続人のみで可です。	